

出席停止期間の基準について(新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ)

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザに罹患した場合は出席停止となります。出席停止期間の基準は学校保健安全法により、以下のように定められています。検査を受けられましたら、結果を学校にご連絡ください。なお、これらの感染症は、医療機関による治癒証明書の提出は必要ありません。

新型コロナウイルス感染症

出席停止基準

- ・発症日翌日から5日経過し、なおかつ症状軽快後24時間経過するまで
(症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にある状態)

	発症日	発症後						
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後1日目に軽快した場合	症状あり	軽快	軽快後1日目				登校可	
発症後2日目に軽快した場合	症状あり	症状あり	軽快	軽快後1日目			登校可	
発症後3日目に軽快した場合	症状あり	症状あり	症状あり	軽快	軽快後1日目		登校可	
発症後4日目に軽快した場合	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	軽快	軽快1日目	登校可	
発症後5日目に軽快した場合	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	軽快	軽快後1日目	登校可

インフルエンザ

出席停止基準

- ・発症日翌日から5日経過、かつ解熱後2日間経過するまで

	発症日	発症後							
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後2日目で解熱した場合	発熱	発熱	解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目		登校可		
発症後3日目で解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目	登校可		
発症後4日目で解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱0日目	解熱1日目	解熱2日目	登校可	
発症後5日目で解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱0日目	軽快後1日目	解熱2日目	登校可